

情報提供

瀬戸内海の環境保全に関する
岡山県計画の変更について

平成27年10月

岡山県

瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画の変更について

1 瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画

瀬戸内海環境保全特別措置法第4条第1項の規定により、関係府県知事は、国が定める瀬戸内海環境保全基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策（府県計画）を定めるものとされている。

2 県計画の変更

国は、貧酸素水塊の発生や漁業生産量の低迷など新たな課題に対応するため、平成27年3月に基本計画を変更した。これを受けて瀬戸内海の環境保全に関する岡山県計画（以下「県計画」という）の変更を行う。

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律の第4条第2項では、「湾、灘その他の海域等を単位として関係者により構成される協議会の意見を聴き、その他広く住民の意見を求める等、必要な措置を講ずるものとする。」とされているため、県計画を変更するに当たり、播磨灘・備讃瀬戸環境保全岡山県協議会（仮称）を設置し、関係者、住民等の意見を聴くこととする。

その後、計画素案を作成し、環境審議会水質部会への諮問、パブリックコメント及び環境省との協議を経て計画を変更することとする。

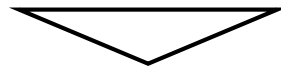
3 県計画変更のスケジュール案

平成27年度		平成28年度	
9月～	素案作成、 庁内関係部局と協議	夏～	環境審議会水質部会（答申） 政策推進会議
11月～	協議会の開催 関係府県と協議	秋～	環境省協議 常任委員会
2月～3月	環境審議会水質部会（諮問） 常任委員会 環境省と事前協議 パブリックコメント		岡山県計画変更、公告

4 計画の内容

現行の岡山県計画（H20.5～）

計画の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・水質の保全 ・自然景観の保全
目標達成のための主な施策	<ul style="list-style-type: none"> ・水質総量規制制度の実施、下水道整備の促進 ・富栄養化、赤潮への対策 ・有害化学物質等の規制及び把握等 ・油等による汚染の防止 ・藻場、干潟、自然海浜等の保全 ・海砂利採取、海面の埋立にあたっての環境への配慮 ・廃棄物の処理施設、下水道等の整備の促進 ・自然公園、緑地、自然海浜等の保全 ・史跡、名勝、天然記念物等の保全 ・散乱ごみ、油類の除去等



岡山県計画の変更案（ゴシックは新規部分）

計画の期間	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の期間を概ね10年とし、概ね5年ごとに見直しを行う
計画の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸域の環境の保全、再生及び創出 ・水質の保全及び管理 ・自然景観及び文化的景観の保全 ・水産資源の持続的な利用の確保
目標達成のための主な施策	<p>現行の施策に次の施策を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪化した底質、海砂利採取跡窪地の改善 ・環境配慮型構造物の採用 ・地域性や季節性に応じた水質管理の検討 ・漂流、漂着、海底ごみの対策の推進 ・エコツーリズム等の推進 ・生物生産の場としての藻場・干潟等の保全、創出 ・持続的な利用のための資源管理の推進
計画の点検	<ul style="list-style-type: none"> ・水質、藻場・干潟面積、漁業生産量等の各種指標により計画の進捗を点検

瀬戸内海環境保全基本計画の変更と瀬戸内海環境保全特別措置法の改正の流れ

年	月	瀬戸内海環境保全基本計画の変更	瀬戸内海環境保全特別措置法の改正
H16			瀬戸内海環境保全知事・市長会議が新法整備に向けて活動開始
H19			知事・市長会議、漁業関係団体等が法改正に係る141万人の署名を提出
H23			瀬戸内海関係漁連・漁協連絡協議会が新法制定に向けて協議開始
	7月	中央環境審議会に「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について」諮問	
H24	5月		瀬戸内海関係漁連・漁協連絡協議会が新法制定に向けて啓発パンフレットを作成し、国会議員へ要望提出
	6月		瀬戸内海再生議員連盟設立
	10月	中央環境審議会から「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について」答申	
H25	3月		瀬戸内海再生議員連盟第2回勉強会
	4月	中央環境審議会に計画の変更について諮問 水環境部に瀬戸内海環境保全小委員会設置	瀬戸内海再生議員連盟第3回勉強会
	6月		瀬戸内海再生議員連盟第4回勉強会
	7月	第1回瀬戸内海環境保全小委員会	瀬戸内海環境保全知事・市長会議から議員及び関係省庁へ要望書提出
	8月	第2回瀬戸内海環境保全小委員会	
	11月	第3回瀬戸内海環境保全小委員会	瀬戸内海再生議員連盟第5回勉強会
	12月	第4回瀬戸内海環境保全小委員会	瀬戸内海再生議員連盟第1回PT会合
H26	2月	第5回瀬戸内海環境保全小委員会	
	3月	第6回瀬戸内海環境保全小委員会	瀬戸内海再生議員連盟第2回PT会合
	5月		瀬戸内海再生議員連盟総会
	6月		第186回国会において参議院に瀬戸内海環境保全特別措置法を改正する法案を議員提出
	7月	パブリックコメント実施	
	10月	第7回瀬戸内海環境保全小委員会	
	12月		衆議院の解散により、廃案
H27	2月	中央環境審議会答申 閣議決定	
	3月	計画変更	
	4月		瀬戸内海再生議員連盟総会(超党派議連として再発足)
	7月		瀬戸内海環境保全知事・市長会議から議員及び関係省庁へ要望書提出
	8月		瀬戸内海再生議員連盟総会 第189回国会において参議院に改正法案を議員提出 参議院本会議で可決
	9月		衆議院本会議で可決、成立
	10月		改正法の公布、同日に施行

瀬戸内海環境保全基本計画の主な変更ポイントについて

～『豊かな瀬戸内海』の実現を目指して～

別添1

背景及び経緯

- 瀬戸内海環境保全基本計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法第3条に基づき政府が策定する、瀬戸内海の水質の保全、自然景観の保全等に関し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画(以下「基本計画」という。)であり、計画は昭和53年に閣議決定により決定され、以降、平成6年に一部変更、平成12年に全部変更が行われている。
- 基本計画は平成12年12月の変更から10年以上が経過し、生物多様性の向上等の新たな課題が出てきたことから、中央環境審議会において、平成24年10月に「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について」の答申が出された。
- 平成25年4月、中環審水環境部会に「瀬戸内海環境保全小委員会」が設置され、7月以降、平成24年10月の答申を踏まえ、基本計画の変更について審議を行っているところである。

答申の概要

瀬戸内海の
3つの価値

「庭」
景観、憩いの場、
生物生息場

「畑」
高い生物生産性

「道」
ヒトとモノが行き
交う海の道

今後の目指すべき将来像

豊かな生態系サービスを将来にわたり享受し、生物が生息していけるよう
3つの多面的価値・機能が最大限に発揮された『豊かな瀬戸内海』
湾・灘等の規模で海域の状況や特性に応じた『豊かな海』

豊かな瀬戸内海の
望ましいイメージ
美しい海
多様な生物が
生息できる海
賑わいのある海

答申を踏まえて

現行基本計画からの変更の主なポイント

現計画も含めこれまでの計画において、期間を設けておらず進捗管理の規定がなかったため、**計画の期間を設け、施策の進捗状況について点検**を行うことを明確化
『豊かな瀬戸内海』という考え方を踏まえ、生物多様性の観点から、藻場・干潟等の保全を含んだ**「沿岸域の環境の保全、再生及び創出」**を新たに目標立てし、今後の施策の方向性の明確化
水質保全に関して、水質汚濁防止のための保全に加え、**地域性や季節性に合った水質の管理が重要**であるため、水質保全の目標に**管理の観点を追加**
生物多様性の観点からも、水産資源が、生態系の構成要素であり限りあるものであるため、**「水産資源の持続的な利用の確保」**を新たに目標立てし、今後の施策の方向性の明確化

現行基本計画

水質の保全

自然景観の
保全

変更

基本計画(案)

沿岸域の環境の
保全、再生及び創出

- 底質改善対策・窪地対策の推進
- 環境配慮型構造物の採用の観点を新たに追加

自然景観及び文化的
景観の保全

- エコツーリズムの推進の観点を新たに追加

水質の保全及び管理

水産資源の
持続的な利用の確保

- 森・里・川・海のつながりに配慮した**地域における里海づくり**
- 科学的データの蓄積及び順応的管理のプロセスの導入の観点を追加

瀬戸内海環境保全特別措置法の改正の概要

【総則的事項】

「瀬戸内海の環境の保全」に関する基本理念の新設(第2条の2)

瀬戸内海の特長

- ・我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇り、かつ、その自然と人々の生活・生業及び地域のにぎわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地
 - ・国民にとって貴重な漁業資源の宝庫
- その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきもの

- ①瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性・生産性が確保されていること等その有する多面的価値・機能が最大限に発揮された豊かな海(里海)とする
- ②施策は、規制の措置のみならず、地域の多様な主体による活動(いわゆる「里海づくり」の活動)を含め、藻場、干潟その他の沿岸域の良好な環境の保全・再生・創出等の瀬戸内海を豊かな海とするための取組を推進するための措置を併せて講ずることにより、総合的かつ計画的に推進する
- ③施策は、瀬戸内海の湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて行う

瀬戸内海環境保全基本計画及び府県計画に関する改正(第3条・第4条)

○政府は、基本理念にのっとり、次に関する瀬戸内海環境保全基本計画を策定

- ①沿岸域環境の保全・再生・創出
 - ②水質の保全・管理
 - ③自然景観・文化的景観の保全
 - ④水産資源の持続的な利用の確保
- 等

○政府は、おおむね5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、変更(いわゆるPDCAサイクルの明確化)

○関係府県知事は、府県計画を定めようとするときは、関係のある瀬戸内海の湾、灘その他の海域の実情に応じたものとなるよう、当該湾、灘その他の海域を単位として関係者により構成される協議会(湾灘協議会)の意見を聴き、その他広く住民の意見を求める等、必要な措置を講ずる

※関係府県 大阪・兵庫・和歌山・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・福岡・大分・京都・奈良の13府県

○これらの計画の達成に必要な措置が円滑・着実に実施されるよう、国は、地方公共団体に対し、必要な援助を行うように努める

【具体的施策の追加等】

漂流ごみ・海底ごみの除去等の施策の追加(第16条の2・第19条の2・第19条の3)

○国及び地方公共団体は、①漂流ごみ・海底ごみの除去等、②有害動植物の駆除等、③水産動植物の繁殖地の保護・整備、水産動物の種苗の放流等に努める

貧酸素水塊の発生機構の解明等の施策の追加(第18条)

○政府は、貧酸素水塊の発生機構の解明及びその防除技術の開発に努める

自然海浜保全地区の指定に係る干潟の明記(第12条の7)

○関係府県が、干潟について自然海浜保全地区の指定をすることができることを明らかにする

環境大臣による環境状況の定期的な調査とその結果の活用を法定化(第19条の4)

○環境大臣は、瀬戸内海の環境の状況を定期的に調査し、その結果を法の適正な運用に活用

【検討条項】(附則第2項・第3項)

①政府は、瀬戸内海における栄養塩類(りん・窒素)の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究に努め、その成果を踏まえ、法施行後5年を目途として、瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討を加え、必要と認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる

②政府は、①のほか、法施行後5年以内を目途として、新法の施行状況を勘案し、特定施設の設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要と認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる

※公布の日から施行(附則第1項)